

環境史における「長期の19世紀」：「1950年代症候群」を超えて

田北, 廣道
九州大学大学院経済学研究院産業・企業システム部門：教授

<https://doi.org/10.15017/1515791>

出版情報：経済学研究. 81 (4), pp.295-322, 2014-12-26. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

環境史における「長期の19世紀」： 「1950年代症候群」を超えて¹⁾

田 北 廣 道

はじめに

1995年 P.J. クルーゼンは、成層圏におけるオゾン層破壊の科学的メカニズムを解明した功績によりノーベル化学賞を受賞した。彼は、2002年『ネイチャー』誌のなかで「1800年頃に人類は、アントロポセンという新たな地質学的時代に突入した」との大胆な見解を提示した。W.H. マクニールらの共編になる『世界環境史』にあつて当該項目を担当したD. クリスチャンにしたがえば、その概念内容は次の通りである (Christian, 2012)。「人類の活動は、非常に広がりや深みを増してきたので、自然の巨大な諸力と競合するほどになっており、そして地球を未知の惑星へと突入させつつある。幾人かの地質学者たちの信ずるところでは、地球はいまや自然の地質学的時代 (完新世と呼ばれる間氷期) を離れてしまい、アントロポセン、つまり生物多様性を大きく失い、森林も縮小し、温暖化が進み、そしておそらくはより湿潤で風の強い状態に急速に移行しつつある」(op. cit., p.8)。この所説は、1800年頃を境にした温室効果ガス (二酸化炭素とメタンガス) 濃度の急上昇、そして蒸気機関に象徴される「産業革命」の進展と時期的に符合する事情も手伝って、広く受容されたという。クリスチャンは、世界史 (グローバル・ヒストリー) にとってこの概念のもつ有効性を、1800年頃に世界史が新たな時代に突入したと主張するうえで客観的基礎を与えること、そして「世界史一般にとって環境史のもつ深遠な意義を浮き彫りにする」(op. cit., p.9) こと、の2点と関連づけて説明した。

環境史における「長期の19世紀」(Kocka, 2004) の意義を「工業化 (産業革命)」と絡めて考察するのも、そのような現代の環境危機に関する新解釈を意識してのことである。それと同時に、社会経済史学会創立80周年記念号に執筆した、「社会経済史学と環境史」と題する論考の末尾に掲げた、次の課題に筆者なりに一応の回答を寄せることも、狙いに行っている。「筆者は、現代環境政策論と制度経済学との対話から導き出した政策主体アプローチを使って、産業社会像の再構成に取り組んでいる。それが、2001年開催の第70回社会経済史学会の共通論題に掲げられた『環境経済史への挑戦』に回答を与えうるかどうか心もとない限りだが、環境史は、対象・方法の革新により社会経済史学の射程を拡大し、本学会の『存在理由』を胸を張って主張するために、いく分なりとも寄与できるものと確信している」(田北, 2012a, p.179)。

1) 本論は、2013-2015年度科学研究費補助金・基盤 (C)「第2帝政期ドイツの環境闘争と科学主義の台頭」(課題番号 25380430) に基づく研究成果の一部である。

I. 課題、対象・方法、仮説

(1) 課題と学説的背景

1993年武野要子編著『商業史』の1章として「前工業化社会から工業化社会へ」の執筆を依頼されたとき、イギリス産業革命に関する研究史を時代背景と関連づけつつ簡明に辿ったD. キャナダインの1983年論文を叩き台にして、21世紀に待望される「工業化」論について一つの提言をしたことがある(田北, 1993)。その執筆時点は、工業化をめぐる葛藤に満ちた時代状況にあった。1989年ベルリンの壁崩壊を起点に始まった東欧革命は1991年本丸に達し、ソ連邦解体により東西冷戦構造に終止符をうった。ここに一群の「移行経済国」が登場し、同時に「4つの小竜」に代表されるアジア経済成長の動きは中印を含む新興経済国全体を巻き込み始めており、以前にも増して高い経済成長と高度な工業化を希求する動きが現れていた。他方、先進諸国は、石油危機以降の金融・情報・サービス化に代表される脱工業化と減速経済への移行のなかで、国際社会で活発な論議を呼んでいた地球環境問題とも折り合いをつけた新たな発展経路を模索していた。そのような状況を念頭に置きつつ、1991年7月東京で開催された「アジア太平洋環境会議」の宣言文を意識して、「環境次元を取り入れた工業化像の構築」の必要性を強調していた。

もちろん、1990年代初頭と現在とでは時代状況が大きく異なることは十分承知している。J.R. マクニールとA. ローは、2013年の共編著の緒言において「グローバル環境史」に長足の進展をもたらした要因を、地球環境問題の深刻化という現代的要請とグローバル・ヒストリーの台頭と絡めて説明しており、経済社会のグローバル化が情報通信技術も含めて広範かつ深く展開しているからである(McNeill/Roe, 2013a, p.xvii-xviii)。この問題には、最後に立ち返ることにする。

ところで、ドイツ環境史の勉強を始めてみて、その問題に解答を与えるのは容易でないことが、すぐに分かった。H.W. ハーンは、『ドイツ史百科事典』の1巻として1998年『ドイツ産業革命』を上梓し、「環境史と進歩パラダイムの批判」の一節を設けて研究成果の集約をはかった。しかし、1990年代の研究の急成長にもかかわらず「環境次元を適切に組みこんだ工業化像の再構成」(Hahn, 1998, pp.119-120)は、まだ今後の課題とされていた。

その10年後に、第2世代の環境史研究のリーダーであるF. ウェケッターは、同じ叢書の1巻として『19-20世紀環境史』を刊行したが、テーマ別に研究史を回顧した第2部「研究の基本問題と趨勢」のなかに、上記の課題に応えるような章は、そもそも置かれていなかった(Uekötter, 2007, pp.39-92)。その最大の理由は、『環境史の転換点』(Uekötter, 2010)と題する2010年の論文集に所収された、編者ウェケッターの巻頭論文から読みとれる。環境史の転換点を考える際に、「産業革命」は除外されているからだ。その理由として、3つの研究潮流が挙げられている(Uekötter, 2010a, p.5)。一つに、最近の経済史研究が教えるように、産業革命の概念自体を否定するような、低成長率と長期的な漸進的成長の検証がある。二つに、産業革命を地域的現象と捉える見方が定着してきて、無限ともいえる地域的多様性を転換点として考慮することはできなからである(田北, 1997)。最後に、企業の環境行動を考える上で産業革命自体が、因果律とはなっていないことである。すなわち、企業活動は、利潤

追求のような純粹の産業的観点からではなく、国家による法規制や大衆の圧力などへの対応から行われたというのである。筆者も、この第3点に異論はない。というより、後述のように本論の出発点も同じ理解にある。しかし、プロト工業化研究と密接に関わる第一・第二の論点と関連づけて産業革命を時代区分の節目から除外することは、あらゆる論者の所説に超辛口の評価を下すウエッカー特有のレトリックでないとすれば、明らかに誤りである²⁾。工業化は、地域的現象として緩やかな過程として始まったとしても、その後今日まで全世界を巻きこみながら、経済成長と環境負荷を生み出してきた決定的要因だからである。

それと並んで、「環境次元を適切に組み入れた工業化像の再構成」を軽く扱うような学説史的な潮流がある。今日の環境危機の決定的原因として「19世紀の工業化」ではなく、1950年以降の経済発展を重要視する所説が有力となってきたからである。代表的な2つの学説を紹介してみよう。

C. ピスターの提唱した「1950年代症候群」からはじめよう (Pfister, 1996, 2003, 2010 : 田北, 2012a, pp.173-175 : 田北, 2013a, pp.61-65)。「1950年代以降エネルギー消費、国内総生産、定住にとっての面積要求、廃棄物量、および環境媒体中の有害物質は、今日の状況を決定づけるような飛躍的増加を経験した。それによって生産・生活様式に惹起された深遠な変化を、1950年代症候群と呼ぶ」(Pfister, 1996, p.23)。その出発点は、第二次大戦終結から1973年「石油危機」に至る世界経済の長期的な高成長の原因探しである。その際、「フォーディズム」に象徴される米国流の生産システムの系統的採用による生産性上昇、インデックス賃金、製品(耐久消費財)の価格低下にも牽引された消費増、それに促進された投資増加という黄金の循環の形成、あるいは、プレトンウッズ体制やガットを通じた自由な世界経済の発展、さらにマーシャルプランなど冷戦下での欧州経済への肩入れ、ケインズ流の挿入国家と福祉政策の展開など、これまで指摘されてきた複合的要因を軽視するわけではないが、エネルギー価格の動向を決定的要因と見なした点に、この学説の新鮮さがある。1950年代後半以降に顕在化する原油と賃金・生活必需品との相対価格の変化、つまり原油価格の大幅な低下を大きくクローズアップする。そして、それを引き金にしてマクロ・ミクロ経済全般で進行した変化と資源・エネルギー浪費型社会への転換を、産業社会から消費社会への移行と解釈した。農業の化学化・機械化を象徴する「緑の革命」、モータリゼーションと航空機利用の拡大、有害廃棄物量の飛躍的増加につながる人造物質生産の拡大、家計支出の構造変化と家庭ゴミの構成変化などの問題が、きめ細かに論じられている。この原油の相対価格の大幅で長期的な低下は、同時にエネルギー効率改善のための投資を鈍化させるなど、環境危機をいっそう深刻化させる原因となった。この学説は、A. アンデルセンやP. クッパーをはじめ多くの研究者によって継承され発展させられることになった (Andersen, 1997, 2000 : Kupper, 2003, 2005)。

ただ、エネルギー政策の方向を決定づけるのは、価格に限定されないことに留意する必要があるだろう。

2) 自分が編者を担当した『環境史の転換点』に所収されたJ.A. タール論文にもウエッカーは平然と次のような疑問を呈している (Uekötter, 2010, p.8)。上下水道や路面電車で結ばれたネットワーク都市 (1870-1920年) を都市環境史の主要な転換点に据える所説は、「十分説得的に見えるが、農村にほとんど普及しなかったのは驚くべきことだ」。また、同論文集に1950年代症候群を扱った論考を発表したピスターは、ウエッカーから「環境史において最も誤解を招く術語」(Pfister, 2010, p.95) と痛烈な批判を浴びたと明記している。また、この問題については、田北, 2013, pp.79-80も参照せよ。

石油への重心移動後もドイツとイギリスは、主要な電源として石炭に大きく依存しつづけたし、ドイツの場合、分断国家としての名残もあってか炭鉱は、ごく最近まで連邦・州政府からの補助金の支給を受けて保護されてさえいた（田北，2004，pp.120-121）。角度を変えて言えば、エネルギー政策は、広く安全保障政策の一環に位置づけて考察しなければならないのである³⁾。

それとは系譜を異にするが、冒頭で紹介したアントロポセンも、1800年頃を節目と理解しながらも、現代の環境危機にとって第2期（第二次大戦後から現代）の与える巨大な衝撃を強調する立場をとっている。米国の環境史家マクニール、自然科学者の W. シュテファン、クルーゼンが2007年に発表した共同論文を取り上げてみよう（Steffen/Crutzen/McNeill, 2007：田北，2013a，pp.63-64）。この論文は、二酸化炭素排出量（大気圏中の濃度）の変化という単一の指標に基づきながら、人類史の悠久の歩みを3段階に分けて考察している。第1段階の「アントロポセン以前」は、狩猟・採集段階と農業段階から構成されているが、若干の景観や動植物相の変化は起こったものの、環境負荷はわずかなものと理解されている⁴⁾。第2段階の工業化期（1800-1945年）はアントロポセンの第1局面に当たっており、石炭利用と蒸気機関の普及に伴い二酸化炭素濃度は280ppmから310ppmに（10.7%）上昇したが、それも次の第2局面と比べるとおよそ半分にとどまる。第3段階の「大いなる加速（期）」（1945-c.2015年）となると、さらに380ppmへ（22.6%）上昇しているからだ。人口の倍増、経済規模の15倍増、都市化・消費主義の拡大、世界の社会経済・文化的結びつきの緊密化などが、その主要な推進要因と考えられており、1950年代症候群と通底するところがある。地球システムに大きな衝撃を与えて、生物多様性の喪失や温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしてしまった。それに続くべき時代は、「地球システムのしもべ」（c.2015年～）、すなわち人類の活動が地球システムの構造・機能に与えてきた深刻かつ甚大な影響を認識して、その救済に乗りだす時期と考えられている。ただ、その前には大きな障害が立ちはだかっている。「『大いなる加速』を推進してきた制度と経済が、人間の行動を支配し続ける」（op. cit., p.5）という慣性の継続が危惧されている。すなわち、過去の地域的に限定された河川汚染や酸性雨問題などが、「市場指向型の経済（メカニズム）」を利用して、ある程度解決できたことを引きあいに出しつつ、既存の経済学的思考のなかに安住する姿勢である。その限界は、地球温暖化の進行と極冠氷の融解に伴う海水面の上昇に象徴されるような、経済システムや人間の意思決定と「地球システムに組み込まれた長期的な運動」との不調和を考慮するとき、ただちに明らかになる。この点で抜本的な軌道修正が行われぬ限り、換言すれば「消費主義」が克服されない限り、生態系の劣化は継続して「『大いなる加速』に臨界点」（op. cit., p.6）が訪れると警告を発している。

以上の所説に明らかなように、第二次大戦後の時代が環境史の一大転機としてクローズアップされ

3) 観点こそ違え、類似の見解は H.D. ヘリゲの2013年論文からも看取できる（Hellige, 2013）。エネルギー史研究を長い間支配してきた「進歩思想」に代えて「持続可能性」を鍵概念に据えつつ、19世紀後半以降ドイツの電力供給の史的展開過程を辿り、エネルギーの最大利用を目指す小規模分散型と大規模集中型の供給システムとの長期併存と、後者への傾斜が1920年代末の独占・政治権力による意思決定の産物にはかならなかったこと、の2点を明らかにしているからである。

4) 古気候学者の W. ラディマンは、「アントロポセン」の起源を農業文明の長期的発展が与える衝撃と関連づけて論じている。過去8,000年にわたる森林伐採、穀物栽培、家畜飼育が、大気圏中の二酸化炭素・メタンガス濃度の上昇を生みだし、氷河期への回帰を妨げた点を強調しているが、クリスチャンは誇張を含むと疑問を呈している（Christian, 2012, p.8）。

るなかで、「19世紀の工業化」は後景に退いてきた。筆者は、そのような量的発展には還元できない重大な転換が「長期の19世紀」のうちに進行したことを論証して、もう一つの「産業革命の機能回復」(Berg/Hudson, 1992)をはかりたいのである。もちろん、筆者がそのような発想をえたのは、ドイツ学界における環境史の豊かな蓄積から有益な啓発を受けたからにほかならない。代表例を3点だけあげておこう。

まず、技術史家、G. バイエールは、「大工業への序曲」と題する1994年論文において、産業的後発国ドイツが急速な工業化を達成できた要因の説明にあたり、人間・自然関係の変化を象徴する「自然の資源化」を焦点に据えつつ、「社会全体の産業化」の視点から接近した(Bayerl, 1994: 田北, 2004, pp.233-234)。バイエールは、「二重(産業・市民)革命」以外に、効率的な行政・官僚組織、社会的規律化、科学の専門化、「成長思想の漸次的浸透」を注目したが、後述のように、その一コマに認可(環境)闘争の沈静化を追加できると考えている。次に、社会史の大家J. コッカは、『長期の19世紀』と題する著書において、19世紀を回顧する際の立ち位置を世紀末に移しつつ、近代のもつ肯定的・否定的な特質を抉り出している(Kocka, 2004)。すなわち、工業化、国民国家、階級社会の3つのキーワードに収斂させながら、第一次大戦と再生不能資源の大量消費に代表される「近代のもつ破壊の潜在力」にも注目して複合的な時代相を描写した。さらに、ウエケッターは、20世紀を環境の世紀と捉えるJ.R. マクニールの所説を念頭に置きながら、「第2帝政期を環境史の分水嶺」と積極的に位置づけ、その指標として化石燃料へのエネルギー転換、環境政策のエンジンとしての大都市、環境媒体の汚染の拡大・深刻化、初期的な郷土・自然保全運動の登場をあげている(McNeill, 2000: Uekötter, 2007, pp.14-23)。そのうち環境媒体(大気・水・土壌)汚染の項目で言及されている「環境政策の科学化」(op. cit., p.20)については、その根拠にあげられた1901年創設の「給水と廃水処理のための王立試験・調査機関」のような国家レベルにとどまらず、認可(環境)闘争の判定基準としての科学技術主義の勝利を跡づけることで、社会の深部までそれが広がっていく過程を明らかにできると考えている。

最後に、誤解を避けるために一言しておくが、筆者は「工業化」をキーワードに「環境史における長期の19世紀」を読み説いていくが、それだからといって近年長足の進歩を遂げている農業環境史の動向を軽視しているわけではない⁵⁾。ドイツにおいて高度な工業化が進展する1880年になっても、国内総生産に占める農業部門は43%と産業部門34%を大きく上回っていた(Fischer, 1985, p.129)。その意味からR. ゲーダーマンが農業を「人間による環境への最も深刻な介入」(Gudermann, 2007, p.109)の舞台と捉え、19世紀プロイセンの土地改良事業に関する大著を刊行したことは高く評価できる(Gudermann, 2000)。ゲーダーマンが、2007年『19-20世紀環境史』のなかで「この分野の開拓者」

5) ドイツ学界では「原生野生」に特別な思い入れを持つ米国学界と比較して農業をめぐる環境史的研究は大きく遅れた(張, 2012)。その原因については、諸説あるが、ここでは代表例を3点だけ紹介しよう。環境史の先駆者の一人であるJ. ラトカウは、ドイツ環境史が技術史家を中心とした営為から出発したという学的系譜と、農業史における確たる専門領域の形成という学問的縄張りに関連づけて説明している(Radkau, 1997/99, p.479)。K. デイット、R. ゲーダーマン、N. リュッセは、『農業近代化と生態学的諸影響』と題する2001年の共編著の巻頭論文において、1950年代に農業科学の指導理念である「進歩思想」を受容して「近代化の負の側面を不問にふした」(Ditt et al., 2001, p.6)ことが、大きく働いていると述べている。ただ、ウエケッターは2007年著書の第2部を「研究の基本問題と趨勢」と題して、分野ごとの成果の集約を試みているが、その第8章「農業の環境史」にあって研究の遅れた原因は、不詳と片付けられている(Uekötter, 2007, p.79)。

(Uekötter, 2007, pp.79-80) にあげられたのも当然である。ただ、ゲーダーマンの業績の概要については別の機会に紹介したことがあるので、この場での反復は避ける(田北, 2012, pp.175-176)。

(2) 対象・方法

上記の課題に取り組むための対象には、ドイツ化学工業、とくにデュッセルドルフ行政管区に立地する化学企業を選択したが、その理由の説明から始めよう。ドイツ化学工業は、英仏より遅れて始動したが、1880年代後半から「生産の科学化」(Andersen, 1990, p.163)を基礎に寡占的大企業を形成しつつ急成長を遂げ、20世紀初頭には合成染料により世界市場を席卷した(加来, 1986: 工藤, 1999)。この事情も手伝って、ドイツ化学工業に関する経済史・経営史研究は、おもに「成功の秘訣」探しを軸に進められ、製品開発による高い内部蓄積、早期的な国際生産・販売戦略の展開、職員・労働者の階層序列的組織、産学連携による研究・開発の進展などを強調してきた。アンデルセンは、「進歩からの訣別」という衝撃的なサブタイトルをふした1993年論文において、そのような研究姿勢を「進歩思想とナショナリズムとが結合した進歩指向的な歴史叙述の最も鮮明な例」(Andersen, 1993, p.81)と表現し、その反省を踏まえつつ、多様な有害物質を大量に扱う工場の内外をめぐる環境問題を視野に収めるべきであると論じている。それに応えるかのように、そして「一時的に、他の研究領域がくすんでしまうほどの勢いを示した」(Uekötter, 2007, p.62)といわれる環境媒体汚染の代表部門をなすかのように、1990年前後から環境史的な業績が相次いで発表された(Andersen, 1990, 1993, 1996: Andersen/Spelsberg, 1990: Arnold, 1987, 1990: Henneking, 1994: Schramm, 1984)。それらは、職業病・産業衛生の分野を除けば、ほとんど取り上げられてこなかった新たな史料を発掘しつつ新生面を切り拓き、その後の研究にとって豊かな出発点を提供した。

ただ、この場で指摘しておくが、ドイツ化学工業の急成長は、決して自由な市場関係のもとで進化したわけではない。1845年プロイセン「一般営業条例」によって導入された事前認可の取得義務ある業種には、「あらゆる種類の化学工場」があげられており、創業時ないし経営内容変更時には、行政的な認可を取得しなければならなかったからである。産業立地論が好んで挙げるような、広大な敷地、潤沢な労働力と資金の供給、交通アクセス、自治体政府の後押しといった立地条件では十分ではなかったのである。この点は、後にドイツを代表する寡占的大企業にまで成長したBASFに関するアンデルセンの研究を一瞥するときただちに明らかとなる(Andersen, 1996, pp.240-253)。1864年BASFがルトヴィヒスハーフェンに大規模な硫酸工場を建設できたのは、認可当局の方針転換にほかならなかった。すなわち、その数年前別会社から提出されたソーダ工場建設に関する認可申請は、1810年「ナポレオン勅令」を根拠に退けられたが、「奢侈自体がソーダを必要としている」(op. cit., p.246)というバイエルン国王マキシミリアン2世の意を受けて変更されたからである⁶⁾。

それと並んで看過できないのが、営業条例の第7条に定められていたように、建設や経営内容変更

6) バルメンに本拠を置くイエガー染料会社が、1872年デュッセルドルフ郊外に移転計画を立てたときも同様の条件を考慮したと、経営者の一人で社史の執筆者でもあるK.W.カルルは論じている(Carl, 1926, pp.23-24)。しかし、真の理由は、1872年の経営拡張計画に対する有力市民・市当局の連携した頑強な抵抗にほかならなかった(田北, 2010a, 2012)。

に関する計画が官報・新聞紙上で公示されると、その大半で住民・自治体当局の異議申し立てが出て、計画実施は大きく遅れたことである（表1を参照）。1877年創設の「ドイツ化学産業利害擁護連盟」（以下、化学連盟と略す）は、活動目標の一つに「営業条例」の改訂を掲げて帝国宰相・連邦参議院宛に繰り返し嘆願を行った（Henneking, 1994, pp.112-125）。国際競争の前に立ちふさがる最大の障害の一つと理解されていたからである。この点は、1881年化学連盟会長のヴェンツェルが会員総会で行った演説から鮮明に読み取れる。「新規の発明の場合、その成功は工場主による（新製品の）可及的速やかな市場供給に依存しているので、ドイツ産業にとって最適な経済局面は失われてしまう。なぜなら、ドイツ流の認可手続きに無縁なイギリス人が、競争相手として常に大きく先行することになってしまうからである」（CI, 4, p.330）。したがって、寡占的大企業の形成を梃子にした化学工業の急成長は、営業認可制度の手直し、あるいは、認可審査体制の変更に伴う認可闘争の沈静化のもとに進行したといえよう。その変化の過程を、いくつかの化学企業をめぐる認可闘争の事例研究を通じて追究したいのである。

その研究対象の中心に据えたのが、1870年頃「西部ドイツ最大の産業都市」（Hoth, 1975, p.178）と呼ばれた、後の双子都市ヴッパータールに立地するイエガー染料会社である。ただ、イエガー会社の企業プロフィールについては、別の機会に紹介したことがあるので、この場では2つの先行研究を一瞥して、理論・実証面で絶好の条件が備わっていることを再確認するとどめる（田北, 2008, pp.50-53）。一つは、デュッセルドルフ行政管区設立175周年記念論文集に「第一次大戦前の環境保全」と題する論考を発表したP. ヒュッテンベルガーの所説である（Hüttenberger, 1992）。彼は、1875-77年イエガー闘争を「この時期の環境闘争のほとんど全ての特徴を示す典型例」（op. cit., p.266）と捉え、その証として5つの特徴を列挙している。その解釈には大きな修正を施すべきであると考えているが、その点を除けば、実証研究のための叩き台は提示されている（田北, 2010a, pp.114-116）。

もう一方は、第一次大戦前のラインラントに立地する化学企業122社を対象にして、発生した認可闘争を網羅的に検討したR. ヘンネキングの1994年の著書である（Henneking, 1994）。そのなかでイエガー会社は、「13度認可申請を行い、その全てで抵抗を招いた唯一の企業」（op. cit., p.393）と悪名高い企業としてあげられており、そのおかげで1861-1909年の半世紀にわたり認可闘争関係の史料が伝来することになった⁷⁾。ただし、この著書にもいくつかの欠陥がある。デュッセルドルフにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館での史料調査中にしばしば遭遇した、史料調査の杜撰さを除いて、3点だけ指摘しておきたい。一つは、認可闘争が、その舞台となった都市（自治体）別にはなく、

表1 認可申請数に対する抵抗発生数

年	認可申請数	抵抗発生数（比率）
1840/1849	4	2 (50%)
1850/1859	11	10 (90.9)
1860/1869	12	10 (83.3)
1870/1879	76	42 (55.3)
1880/1889	84	40 (47.6)
1890/1899	62	26 (41.9)
1900/1914	169	49 (29.0)
合計	421	182 (43.2)

〔典拠〕 Henneking, 1994, p.404所収の表7から筆者が作成。

7) 正確には、この表現は誤りである。1894年の経営拡張に関する認可申請には、異議申し立てはなく、「14度申請して13度抵抗を招いている」からだ（田北, 2014, p.92）。

部門別（染料、肥料、基礎）に取り上げられていることである。事前認可制度導入前に、時には独自の条例を發布して認可審査を担当してきた市（自治体）当局は、多くの場合、反対派住民に与しており、重要な関連主体である市当局と都市条例とを扱えないからである。次に、法制度を扱う著書の前半部と事例研究に当てられた後半部は、必ずしも有機的に関連づけて検討されていない。その結果、表1にあるように、1880年代を境にした認可闘争の沈静化との関連は不問に付されている。さらに、それ以上に深刻な問題は、経済還元主義的な既成の大理論を暗黙の前提に据えていることである。この点は、1880年代以降認可審査で重要な役割を担う営業監督官に関する理解から鮮明に読みとれる。環境史のならず警鐘に耳を傾けずに、営業監督官を含む専門家は「企業寄りの科学者」（Stolberg, 1994, pp.314- 315）と理解されており、せっかく多様な類型の史料を利用しながら、重要な史料証言を活かしきれずに終わっている（田北, 2011, pp.89-90；田北, 2014, p.90）。

少し先走って、接近方法に入ってしまったが、19世紀半ばから第一次大戦前の認可闘争の史的变化を追究するために、現代環境政策論との対話から導き出した、政策主体アプローチを用いることにした（田北, 2010, pp.3-4）。それを通じて、ドイツ環境史の研究成果を踏まえつつ接近できると判断したからである。M. イエニッケは、環境政策の効果を左右するのは、法規制か経済的手段という手段選択ではなく、計画立案・実施・監視全ての段階における市民参加であるとする立場に立っている（Jänicke, 1999；田北, 2004, pp.206- 209）。イエニッケの所説のうち直接啓発を受けたのは、1969-1998年の環境政策関連主体の配置と主要政策に関する見解であった（Jänicke, 1999, p.35の図1を参照）。それに先行する時代を、同じ手法で読み解いてみたいのである。すなわち、認可（環境）闘争に係る主要な主体（政府、企業家、市民）間の関係の変化を、認可審査に集約される法制的・社会経済的なゲーム・ルールとすり合わせつつ追跡する。認可闘争という「小窓」を通じてであれ、工業化の進展と環境汚染の拡大と社会的対応の諸相とがかいま見えてくると、考えるからである。

この接近方法は、ドイツ環境史の最新の成果を適切に摂取しできる有利な条件がそろっている。一つに、経済還元主義や科学技術主義に代表される既成の「大理論」から離れて、問題を考察することが可能になる。W. ジーマンとN. フライタークは、2003年論文において「市民、行政、官僚、企業は、善玉・悪玉の黑白構図に従って行動したわけではない」（Siemann/Freytag, 2003, p.16）と述べ「善玉・悪玉」論から離れた接近の必要を強調している。また、ウエケッターは、「様々な主体の行動配置（政府・産業・科学者・市民）に特別な注意を払うべきであるとする、現代政策論からの要請に立ち返る」（Uekötter, 2003, p.16）と述べ、D.C. ノースの制度経済学を引き合いに出して、政策主体アプローチに通ずるかのような視点を提示している。二つに、環境史の最大の特徴をなす「経済成長・技術進歩」概念に囚われずに経済社会の歩みを再構成するという要請にも、十分に応えられることを付言しておきたい（田北, 2011, pp.89-90）⁸⁾。

8) S. メンデは、2012年論文において「緑の党」の活動の足跡を回顧し、特に社会民主党との連立政権参加後の福祉・性差別など地道な活動の積み上げという実績を示しながら、「成長・進歩」からの訣別という当初の方針からの転換が生み出した肯定的側面を強調している（Mende, 2012）。しかし、今日のグローバルな環境危機の根底にある「消費主義」など、危機拡大に大きな責任のある経済科学を再構築していくためには、「経済成長・技術進歩」からの訣別は不可避だと考えている（田北, 2013a, pp.70-72）。

(3) 仮説

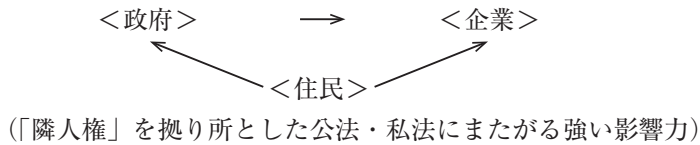
営業認可制度の導入を境にした環境闘争関連主体とゲーム・ルールの変化を考察するために、ドイツ環境史研究の2人の開拓者、I. ミークとF.J. ブリュッケマイアーの業績を参考にして一つの仮説を提示した。ミークは、1960年代から近代的环境立法の歴史的起源に関する研究に取り組んできた、文字通りの開拓者である (Mieck, 1967, 1989)。なかでも、汚染源とその空間的広がりに対応した法規制に関する類型論は、「手工業汚染から産業汚染」への移行期に関する精緻な法制的変化に関する研究とあわせて、筆者の研究の出発点となった (田北, 2013)。ただ、「営業条例」を「住民保護」の一つの成果と捉え、近代的环境立法の起源と理解するミークの所説は、近年ヘンネキングとブリュッケマイアーから批判を寄せられている (Henneking, 1994, p.79 : Brüggemeier, 1996, pp.130-132)。ただし、この問題には、後に立ち返る。

ブリュッケマイアーは、ルール工業地域の形成と環境問題に関する多数の論考を下敷きにし、その成果をT. ロンメルスバッハーとの共著『ルール地方上空の青空』としてまとめている (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992)。この著書は、環境媒体ごとに汚染問題と自治体・組合による対応を時代を追って検討する内容となっているが、巻末の環境史関係の史料刊行ともども大いに参考になった。特に、ヘルトに立地するヘルマン製鉄所と不動産所有者の間で1899-1910年に戦わされた損害賠償請求裁判に関する事例研究は、環境闘争における当局の判定基準について目を向けさせてくれた (op. cit., pp.37-47)。すなわち、日常的に被害にさらされている「住民の声」か、「その場では甘受すべき汚染水準」の原則かが争点をなしていたが、住民の声を封殺してその原則を押しつけるにしても、「環境問題は科学技術の進歩によって解決できる」とする科学技術主義の勝利が大前提となっている。従って、認可審査の判定基準が住民 (自治体当局) の声に代表される現地状況にあるのか、それとも科学技術主義 (経営説明書・図面と序列上位の専門家の鑑定書) にあるのかを、一つの目安とすることにした。もう一つは、19世紀の大気汚染闘争を取り上げた『無限の海、大気』 (Brüggemeier, 1996) である。1802-03年のバンベルク闘争に関する事例研究から、法制的ゲーム・ルールとして「隣人権」の重要性と、1845年プロイセン「一般営業条例」導入後のその漸次的解体過程の追跡の必要を教えられた。

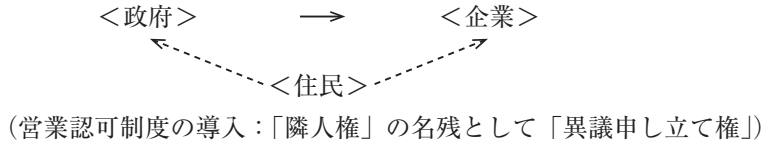
ミークとブリュッケマイアーの業績とイエーニッケの掲げた図を参照にして、19世紀初頭～第一次大戦前ドイツの環境 (認可) 闘争における主体配置とゲーム・ルールの変化に関する3段階の仮説を提示した (田北, 2013, pp.83-85)。それが図1だが、その主要な流れを略述すれば、次の通りである。

ゲーム・ルールについては、初期工業化期には強固に残っていた「隣人権」の緩やかな解体過程を想定した。ブリュッケマイアーらが、「我々が知る限り、隣人に迷惑を及ぼす経営の問題を扱った最初の法注釈」 (Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, p.150) と表現した、上級控訴審顧問官シュパンゲンベルクの1826年の所説を紹介してみよう。「誰でも、自分の土地の上では好きなことを行うことができる。ただし、彼が他人の土地ないしその住民にとって迷惑となるようなものを何も侵入させない、という制限つきではあるが。この訴権の理由となる迷惑とは見なされないのは、慣習的な利用 (慣習的な生活) から発生した結果である。しかし、他人 (の住む) 土地の所有者は、慣習外の利用 (特別な目的をもった装置の設置) の結果、あるいは上記のような迷惑を、彼の敵対者がそこで役権 (廃水や煤

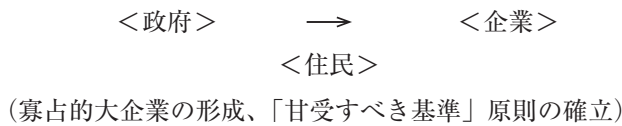
• 19世紀初頭



• 1845年-1870年代



• 1880年代-20世紀初頭



(注) 矢印は、影響の方向、実線・破線は影響の法制的基盤の堅固さを示す。
[典拠] 筆者が作成。

図1 19世紀プロイセンにおける環境闘争（政策）の主体配置とゲーム・ルール

煙の排出を含め、代価を払ってその共同利用権)を既に獲得している場合にだけ、甘受せざるをえない」(op. cit., p.153)。財産権の自由な行使に対する制約条件が挙げられているが、行政当局のもつ営業許可発給権とは別に事前協議権と事後的な営業停止の要求権が留保されており、それを拠り所にして、政府・企業家双方に多様な経路を通じて強い影響力を行使していた。

この状況に一大変化をもたらしたのが、1845年プロイセン「一般営業条例」による事前認可制度の導入である。認可発給の責任部局として国王政府を指定して、隣人権では不可分に結びついていた公法(営業認可)・私法(損害賠償)を明瞭に分離したからだ。もっとも、「隣人権」を構成する事前協議権や事後的な営業停止請求権が、それによってただちに排除されたわけではなく、既存の法制度との摩擦のもとで、少なくとも1870年代まで存続した。その後、1880年代以降の認可審査体制の変化、「その場では甘受すべき汚染水準」の原則、寡占的大企業の形成・発展による経済・政治的影響力の拡大のなかで、「隣人権」の影響は次第に排除されていく。

ただ、筆者はブリュッゲマイア一らの所説を下敷きにしたが、それを丸ごと継承したわけではない。まず、1845年の認可制度採用後も、住民たちには計画公示後2-4週間「異議申し立て」権が保証されており、それが「隣人権」の名残として、事前協議権の機能を果たしたと考えた。同時に、1869年「北ドイツ連邦営業条例」の第26条には、隣人権を拠り所にした営業停止請求権の行使禁止が定められているように、その影響は長く残ったからである(田北, 2013, pp.101-102)。角度を変えていえば、19世紀ドイツ住民による環境汚染への抵抗は、「隣人権」に象徴される基本的な生活権に深く根ざしていただけに、法制定や政治力の行使によって一気呵成に排除できる性質のものではなかった。次に、「営

業条例」の性格規定をめぐる相対立する所説の扱いにも、独自の工夫を凝らした。ブリュッゲマイアーらは、上述のように、営業認可制度を企業家による継続的な経営のためのお墨付き、つまり「産業保護」の道具立てと理解したが、「住民保護」か「産業保護」かという択一論ではなく、その間の移行過程こそが追跡されねばならないと判断した。その際、19世紀中葉から20世紀初頭の時期を「手工業汚染から産業汚染へ」の過渡期と、したがって汚染規制の担い手の「都市から国家へ」の転換期と見なす、ミークの所説を参考にした（田北, 2013, pp.83-84）。法制的ゲーム・ルールと審査の担い手の交替を伴いつつ緩やかに進行する転換過程こそが、問題とされねばならない。ただ、1845年の営業認可制度導入前に実質的審査を担当してきた自治体当局の役割を、当初十分に評価せずに政府を一元的に理解していたため、実証研究の過程で手痛いしっぺい返しを受けることになった。別の機会にも触れたように、筆者も知らないうちに、経済還元主義に代表される既成の「大理論」に囚われていた（田北, 2013b, p.63）。この点を含めて、事例研究を通じて仮説を検証し修正を施していく。

II. 仮説の検証

ここでは、図1に掲げた仮説を、事例研究にもとづき検証する。ただ、闘争の発端・経緯・行方については、個々の論文のなかで詳述しているので反復は避ける。また、関係する史料と参考文献・論文についても、引用箇所など特別な場合を除いて、それぞれの論文に譲ることを、あらかじめお断りしておく。

(1) 1800-1910年認可闘争の概観

第1期（1800-1845年）には、1802-03年バンベルク闘争を取り上げた（田北, 2003a）。1990年代の主要な環境史文献はもちろん、環境史関係の史料集2点にも紹介されているように、文字通り初期工業化期を代表する環境闘争に位置しているからである（op. cit., pp.241-245）。その発端は、ナポレオンの大陸封鎖令により販路を失った地元産石炭を利用したガラス工場の建設計画にあった。司教政府に認可申請をおこなった人物が市民から不興を買っていた「山師」的人物だったこと、加えて工場の立地に選択された場所が、ドイツ最初の総合病院であるルトヴィヒ病院から数百米しか離れていない郊外市ヴァイデンだったこともあって、100名を超える市民が参加した大規模な闘争に発達した。住民側は、事前協議権を主張して戦い、企業家の建設強行には実力行使で停止に追い込んだ。この闘争は、司教の絶対主義的支配下に発生したが、第1審は都市裁判所から始まり、その決定内容は、司教裁判所や帝国裁判所でも覆されることはなかった。結局、1802年夏以降バンベルクの実質的な支配権を獲得したバイエルン王国が、健康被害や火災が危惧される郊外市から遠く離れた司教の旧狩猟小屋に立地を代えて認可を発給した。「隣人権」に基づく住民の要求は、支配者からも認められたのである。

第2期（1845-1870年代）は、プロイセン「一般営業条例」による事前営業認可制度の導入直後の混乱期に当たる。裏返せば、それまで認可審査を担当してきた自治体当局とそれが拠り所とする法制的ルールとの間に大きな摩擦が発生した。バルメン市当局が、営業許可の基礎に据えていた1839年「街

路条例」第29条を紹介すれば、次の通りである。「大衆が悪臭を放つモヤなどによって迷惑を受けるような施設・建物－例えば、皮鞣業、鍛冶屋、石灰炉、硫酸銅工場、融解を行う実験室、発火剤製造、太鼓演奏など－は、道路わきと人が多数住む場所とは（立地を）禁止される。その種の施設・建物が建設される前に、行政当局から許可を得なければならない」（田北, 2009, p.39）。1845年「一般営業条例」第27条に列挙された、危険業種を想起させるかのように、業種名を挙げつつ住宅（人口密集地と（主要）道路沿いの立地を禁止し、同時に市当局から事前の許可取得を義務づけている⁹⁾。その後、1861年プロイセン政府は、審査当局の混乱を回避するために「営業条例」を改訂するとともに、詳細な「執行規則」を公布した。ここに初めて登場した「公示免除手続き」は、住民に保証されていた異議申し立て権を排除することになるため、大きな制約がかけられていたが、一時期採用されて住民・市当局に多大な迷惑をかけることになった。その後、この認可制度は、微修正を施しつつ1869年「北ドイツ連邦営業条例」、1871年「帝国営業条例」に継承されていく。

この時期の事例研究に取り上げたのは、都市バルメンに本拠を構えるヴェーゼンフェルト化学会社とイエガー染料会社である。認可制度導入直後の様々な次元の混乱を反映した例として、1845-55年ヴェーゼンフェルト闘争（田北, 2011b）を、1861年改訂版「営業条例」・「執行規則」発布直後の例として1862-1868年イエガー闘争（田北, 2009）と1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争（田北, 2012b）とを、そして「帝国営業条例」のもとでの例として1872-75年イエガー闘争（田北, 2010a, 2012）を取り上げた。ヒュッテンベルガーから「19世紀の第四四半期の最も典型的な環境闘争」と表現された1875-77年イエガー闘争（田北, 2008）は、次の第三期への過渡的特質をもっていると考えている。以下では、個々の闘争の概要を見てみよう。

1845-55年ヴェーゼンフェルト闘争は、1845年1月「営業条例」公布直後に発生しており、ヴッパー川汚染に悩まされていた漂白業者や染色工を初め近隣住民は、営業規制のための法を待望していた（田北, 2011b）。蒸気機関設置の認可申請が出されると、ただちに異議申し立てがあったが、既存の工場への遡及的適用は不可能だとして国王政府と中央政府から門前払いを受けた。しかし、国王政府は、河川汚染を回避するために廃水浄化の条件を設定した。その後、この認可条件違反の訴えに対して、国王政府は罰金刑で威嚇しつつ強い姿勢で臨んでおり、決して企業寄りだったわけではない。1853-55年の後半戦は、企業家の工場拡張計画を契機として発生したが、初期史を特徴づけるような興味深い証言が多数伝来している。

一つに、市民は隣人権を強く意識していたことである。市当局に提出された苦情書に、次の表現がみえる。「1845年1月17日の『営業条例』導入以来、最も深刻な事態が発生している。その際、市当局に（営業許可）を申請すること、あるいは近隣住民の意見と了解を求めることを、必要だとは考えてもいない」（op. cit., p.79：傍点は筆者）。次に、市当局は、独自の鑑定書の作成・提出を通じて、間接的ながら認可審査への参加を、換言すれば先行する審査条件の踏襲を要求している。「それ（国王政府の判定）は、おもに警察（公衆衛生、火災、建築）的観点から行われ、従って自治体当局自体に、協

9) 1845-1900年「営業条例」に挙げられた認可義務ある職種の一覧については、田北, 2013, pp.87-88を参照せよ。

議権は属していない。しかしながら、認可申請に決定権をもつ国王政府が、警察的利害と並んで市民共同体全体の利害を視野に収めているかどうか、疑わしい…国王政府が、認可申請の際に自治体首長・市議会に鑑定書作成・提出を認めるという便宜を図ってくださるようお願いしたい…この鑑定書は、計画されている工場施設が一般的な都市利害にとって、どの程度有害か無害かを考慮するだけに限定されるが、国王政府にも利益があるはずである。なぜなら、共同体の福利と痛みを監視する市当局が、警察的利害以外にどのような関心をもつかについて、資料を得られるからである」(op. cit., pp.79-80 : 傍点は筆者)。最後に、国王政府の認可決定あるいは中央政府の抗告審決定に付された条件が、関係する法例の条文の引用に終わるなど、市民の迷惑回避・軽減につながるような具体性に欠けていることである。抗告審決定において商務相は、肝心な河川汚染を認可審査には馴染まないとして退け、その処理を市(警察)当局に丸投げしており、先にも後にも類例を知らない。

1862-68年イエガー闘争は、都市中心部に計画された第3工場の建設をめぐる認可申請を契機に発生したが、1864年1月の認可発給を境にして、まったく対照的な特徴を示している(田北, 2009)。前半は、国王政府による慎重な審査が目をひく。同種の製品を生産している第1工場への立ち入り検査を実施し、廃水から砒素が検出されると、その後も繰り返し立ち入り検査を実施している。結局、1865年の「アニリン条例」に匹敵するような厳格な条件を設定して認可は発給されたが、違反には認可取り消しで対処するとの一文が明記されていた。しかし、ひとたび認可が発給されると、1864-68年の後半戦では小規模な変更を名目にして公示免除手続きの要求がだされた。予備審査を担当した郡医師・郡建築官は慎重な対処を求めたが、開発派の上級市長の後押しもあって相次いで採用された。その結果、1872年の新規認可申請まで企業家の野放図な経営が続くことになり、その不満が爆発したのが、後述の1872-75年イエガー闘争である。

1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争は、当初から国王政府が公示免除手続きの採用を決めていて、異例づくめの経過を辿ることになった(田北, 2012b)。ここで活躍した人物こそが、環境派の上級市長A. プレットである。住民の苦情をまとめて、エルバーフェルト実業学校長アルトープ博士に送り、認可条件設定のための鑑定書作成を依頼した。最大の争点は、ソーダ廃液の地中投棄だったが、アルトープ博士の提案した条件をふして経営は許可された。しかし、その後も市民の被害は減ることはなく、アルトープ博士や郡役人による立ち入り検査、違反の確認、国王政府による改善要求、立入り検査という悪循環が形成された。後半戦は、1872年の泉水汚染を契機に始まった。国王政府は、医療評議員として認可審査も担当するバイヤー博士とバルメン実業学校化学教師のブルク博士による現地調査を実施するとともに、上級市長に暫定的対策に関する提案を求めた。上級市長から厳格な対処を求める再三の要求を見送ってきたことに反省したわけでもあるまいが、認可審査に参加する資格のない上級市長に提案を求めている。この点にも、認可審査の移行期の混乱ぶりが反映されている。結局、廃水回収装置の完成まで地中投棄を禁止するという上級市長の提案は受け入れられず、別の対策を模索中に企業は倒産して闘争は終結した。この事例は、公示免除手続きの問題点と、認可審査への上級市長の強い影響力とを浮き彫りにしている。

1872-75年イエガー闘争は、「(8年間の)見せかけの静穏」のもとに続けられた廃水・ガスの垂れ流

しに対する怒りの爆発といえる（田北, 2010a, 2012）。都市経済社会を代表する企業家多数を含む169名の有力市民が参加して、19世紀後半ラインラントの化学企業をめぐる闘争のなかで第2番目の規模となった。この事情も手伝って審査は、意見聴取会と医者・化学者の診断書・鑑定書や証人尋問会をまじえて慎重に進められた。国王政府は、60米の煙突建設をはじめ厳格な条件をつけて認可を発給した。結局、1873年4月の抗告審決定も国王政府の決定を支持して終わった。後半戦は、この認可条件に不満を抱いた企業家が、製法を変えて新規に認可申請をおこなったことを発端としている。1874年1月反対派住民・企業家双方の立てた50名を超える証人尋問会が3度開催されて、健康・財産（動植物を含む）被害の実態が明らかになった。その後、市当局もイエガー会社の経営拡張反対のキャンペーンを実施して反対派市民を後押しした。上級市長ブレットは、不退職の決意を次のように表現している。「あらゆる産業施設の中で化学工場は、大衆にとって最大の迷惑をもたらし、よしんば、最も厳格な条件が設定された場合でも、その遵守ぶりを継続的に行政的統制下に置くことは不可能であり、従って、近隣住民に不十分な保護しか与えられないことは、経験に裏打ちされた事実である。このような状況の下で署名をした当局者（上級市長）は、新規に建設される化学工場をできるだけ都市から遠ざけるだけでなく、都市内にある既に認可を受けたその種の施設についても、可能であれば、財政支出を惜しまず全力を挙げて排除したり、経営拡張（計画）に強く抵抗したりすることが義務だと、考えている」（田北, 2012b, p.40）。この表現は、経営拡大により危険・迷惑の増加が発生するような場合、工場を都市外縁部に移転するという、市民の反論書に見える都市社会のルールを形を変えて表現したものともいえよう。その後、企業家は抗告審に訴えたが、前半戦の決定を覆すことはできなかった。有力市民多数が参加し市当局も連携した闘争に対して国王政府・商務省は、住民の声（現地状況）を十分考慮して判断している。その後、イエガー会社は主力工場を都市デュッセルドルフ郊外に移転せざるをえなくなった。従って、「営業条例」のもつ「住民保護」の精神が最も鮮明に表現された事例だとも言える。

1875-77年イエガー闘争は、デュッセルドルフ郊外に立地を移して闘われた（田北, 2009）。ここシュトクムは、1909年デュッセルドルフ市に併合されるまで農村的景観をとどめていた事情もあって、反対派は農場主を中心に少人数だった。認可審査は、「営業条例」・「執行規則」に定められた手順に沿って淡々と進められた。ヒュテンベルガーが指摘するように、両当事者の提出した鑑定書を通じた「産業」対「農業」の利害対立の様相を呈したが、結局、医療評議員として認可審査にも参加したバイヤー博士の鑑定書が採用され、条件付きの認可発給で結着した。これまでの事例研究から判断して「19世紀第四四半期デュッセルドルフ行政区における最も典型的な環境闘争」（Hüttenberger, 1992, p.266）と位置づけることは難しく、むしろバイヤー鑑定書に基づく科学技術主義の勝利や、バルメンからの工場移転による汚染の転嫁と地理的拡散など、第3期につながる過渡的闘争と理解しておきたい。

第3期（1880年代～第一次世界大戦）は、認可制度の根本的編成替えと、「生産の科学化」を基礎にした寡占的大企業の形成（経済政治的影響力の拡大）とよって特徴づけられる。1883年「行政法」により人口1万人以上の都市にあって化学工業の認可審査の窓口は、国王政府・内務部（合議団）から地区委員会に交替した。それによって医療・建築・法律専門家にかわって、企業家・商人・農場主な

ど地方名士が審査を担当することになった。それと同時に、1884年改訂版「営業条例」・「執行規則」は、認可審査における営業監督官の役割を大幅に拡大した。企業家から提出された経営説明書・図面の予備審査において郡医師にとって代わり、同時に意見聴取会に専門家の資格で列席することになったからだ。この営業監督官は、1878年に各管区に設置が義務化されたが、1879年、1892年の「職務規則」を主な拠り所にしつつ、認可制度と不可分な「住民保護」の熱意には欠ける「企業家のための専門家」(Stolberg, 1994, pp.314-315)と理解されてきた。この時期認可審査の判定基準が漸次「住民の声(現地状況)」から科学技術主義に傾斜していくが、この時期的符合から営業監督官を科学技術主義の旗振り人と理解できるのかどうか、再検討の必要がある。なお、1880年代半ばの例としてヘルベルツ化学会社とダール染料会社をめぐる認可闘争(田北, 2011c)を検討した。1890年代半ばの例にはイエガー染料会社とディッケ化学会社の闘争(田北, 2014)を取り上げた。その後、1890年代を通じて豊富な史料が伝来するダール染料会社の例で補足しているが(田北, 2014a)、これまでのところ第3段階への移行は考えていた以上に大きく紆余曲折を辿ったとの印象をえている。ただし、20世紀初頭までには認可審査の集権化が大きく進展し、その後の発展の枠組みが完成したようだ。それを象徴的に示す例が、1907-09年イエガー闘争(田北, 2011a)である。

1880年代半ばの2つの認可闘争は、審査制度の根本的編成替えに向けた過渡的特徴をいろいろな次元で色濃くとどめている(田北, 2011c)。まず、法規則に関わる変化から始めよう。認可審査は、まだ地区委員会に移行していず、法律・医療・建築の専門家からなる合議団が担当しており、「公衆衛生、建築、火災」の危険性を科学的に判断できる体制は残っていた。また、営業監督官は、専門家の資格で意見聴取会に参加してはいたが、1890年代と違って認可条件の提示といった積極的活動を行ってはいない。法規制の一大変化は、認可審査の「至急事項」指定に応えるかのような審査の迅速化である。化学連盟は苦情を鳴らしていたが、国王政府は真剣に受けとめていたことを看過してはならない。

次に、認可審査の判断基準として科学技術主義への移行の端緒も、2つの次元から読み取れる。その象徴的表現が、「裁判において宣誓の上証言できる化学者」の肩書きを持つ試験所経営者の登場である。これまでの郡役人、地元の実業学校教師と医師、あるいは合議団の一員である医療評議員に、民間の化学者が加わった。このような独自の職業の成立自体、認可審査における科学技術主義の進展を反映している。それと同時に専門家の間での序列化も始まっていた。ヘルベルツ闘争の前半戦で国王政府が、アンモニアを認可から除外する決定を下す際に重要視したのは、ボン大学のフライターク教授の鑑定であり、上記の化学者は、それより一段低い「私的(民間の)化学者」とみなされていた。もう一方で、認可決定の理由説明からも、科学技術主義への傾斜はうかがい知れる。ダール闘争に際して国王政府は、「進歩主義の信奉者」である医療評議員バイヤー博士を想起させるかのように、新規施設における技術的改善と被害軽減を前景に押し出している。しかし、ヘルベルツ闘争で国王政府は、工場周辺の住宅地・営業立地など現地状況を考慮して、アンモニア製造の認可発給を控えたのであり、これを覆したのは、「修正された経営説明書・図面」に絶大の信頼をおいた商務相に他ならなかった。したがって、1891年バルメン警察署長から国王政府に送られた書簡にあるように、現地事情にも配慮する国王政府ではなく、中央政府の主導で杜撰な認可発給への移行が進展したと考えたい(田北, 2011c,

pp.44-45)。なお、判定基準の重心移動に関連して言及しておきたいことがある。バルメン市当局は、「社会主義者禁圧法」下に散発する対産業闘争を意識してか、闘争とは距離を保ち参加しなかったが、エルバーフェルト市当局は反対派市民に与している。その最大の理由は、西部地区の汚染の深刻化に他ならず、1890年代に公衆衛生改善のために一段と態度を硬化していくが、その前触れを見るかのようだ。現地状況と科学技術主義は、まだせめぎ合っていたのである。

1890年代の認可闘争にあって審査窓口は地区委員会に変わり、営業監督官も大きな役割を担うようになっており、審査体制の再編を確認できる（田北, 2014）。また、寡占的大企業の形成の進む化学工業の経済・政治的影響力の拡大を間接的に読み取れるような事態も登場している。何より90年代を特徴付けるのは、科学技術主義への移行にブレーキをかけるかのような「現地状況」の再評価である。これは産業都市の膨張につれて極端に悪化した公衆衛生運動の隆盛として現れてくる。

営業監督官の活動から見ていこう。その活動は、認可申請書類・図面の予備審査、工場の立ち入り検査、それを踏まえた鑑定書の作成と審査の全般にわたっており、ウエケッターの指摘するように、認可条件の提案が目につく（Uekötter, 2003）。これは1889-99年ダール闘争と1890年代半ばのディッケ闘争とイエガー会社の認可審査のいずれについても当てはまる（田北, 2014, 2014a）。しかし、それを拠り所にして営業監督官を「企業家寄りの専門家」あるいは「住民（環境）保護に不熱心」と理解することは誤りである。イエガー会社の認可審査にあって異議申し立てがなかったなかで、ライン川への廃水垂れ流しの前科に鑑みて営業監督官は、廃水の化学分析を実施し、漁業被害を回避するための条件を提案している。1890年化学連盟は、廃水問題に対処するための6大原則をベルリン工科大学のK.W. ユリシュ講師の提言に沿って発表しており、そのなかに「(利害対立の和解不能時の) 大規模利害（国民経済への貢献度の大きな）優勢」と「河川は自然の排水溝」が含まれていて漁業保護など想定していなかったことを考慮するとき、その提案の意義が明らかとなろう。また、1894-95年ディッケ闘争は、営業監督官の立ち入り検査により無認可営業が発覚し、事後的な認可申請を要求されたことから始まった。しかし、企業家は、炭酸マグネシウム生産に装置変更が不要なこと、生産残滓の利用にすぎないことを根拠として、既得の認可で十分だと主張して反発した。結局、国王政府は指示に従わないディッケ会社を行政裁判所に訴えて罰金刑に処した。同じような例は、1895-96年ダール闘争からも読み取れる。無認可営業の発覚後、ディッケ同様の反論を試みたが、営業監督官は手厳しい姿勢で臨んでいる。すなわち、公示免除手続きの採用拒否の鑑定書結果を提出し、企業家による認可申請の取り下げに導いている（田北, 2014）。

このような事例研究と営業監督官作成の「年次報告書」に基づきながら、営業監督官の果たした役割（認可条件の提案）について、次のような仮説をまとめた（田北, 2013, pp.87-88）。1879、1892年「職務規則」に明記されているように営業監督官は、経験・技術的知識に基づき企業家・労働者間の仲裁的・助言的活動に専念するように義務づけられており、直接の執行権の欠如とあわせて大きな制約のもとに置かれていた。他方、1890年度の「年次報告書」に記載された下記の表現から明らかのように、厳格に過ぎる条件設定はかえって企業家の違反を招き実効性をそぐことを、熟知していた。「工場

つ当局は、(営業監督官に) 認可条件の設定を要請する場合を除いて、被害と迷惑の回避に繋がるような全ての条件を、通常考慮しているようだ(田北, 2014, p.103: 傍点は原文)。技術的に実践可能な条件の提案は、職務的制約のもと「住民保護」の実を挙げるための、いわば妥協の産物にほかならなかった(田北, 2014, p.106)。

1889-1899年ダール闘争は、判定基準として現地状況の重要性を再度意識させることになった(田北, 2014a)。特に、1889-90年、1890-91年エルバーフェルト工場におけるチオパラトルイディン生産の認可申請は国王政府と商務相から拒否されたが、その最大の理由は、有害な硫化水素ガスを排出する工場の人口密集地への立地禁止にほかならなかった。市当局を含む反対派の文書に、工場周辺の病院・学校・孤児院など公共施設と都市美化協会の管理する緑地・遊歩道への被害拡大の危惧が繰り返し述べられている。91年4月18日の抗告審決定において商務相は、1888年帝国特許状に書かれたガス回収装置の優秀さを認めた上で、製造工程の異常から発生しうる危険に言及しつつ都市中心部での営業を禁止している。市当局が主張した、工場と公共施設の地理的近接という現地状況は十分に評価されたのである。

それと関連して産業都市確立の証拠の一つにも挙げられる「その場では甘受すべき汚染水準」の原則は、受け入れられることはなかった。企業家ダールは、西部市区が化学工場多数が密集した「産業市区」であると述べ、この原則を引き合いに出して認可発給を要求したが、国王政府と商務省から拒否された(田北, 2014a, pp.24-25)。その最大の理由は、都市人口の急増のなか大きく悪化した公衆衛生状況を改善する動きの隆盛にあった。この点に関して、ダール闘争の指導者の一人である企業家シュリーパーは、1891年2月27日の反論書のなかで興味深い表現を残している(op. cit., pp.33-34)。「本来であれば上級市長は、納税者であり(多数の労働者の)雇用主でもある企業の貢献に配慮するはずだが、熟慮の末に認可発給が経済的に、そして公衆衛生的に西部市区にとって救いがたい被害を及ぼすとの理由説明を最重視した」。結局、ダール会社は1891年小都市ハーンに立地を変えて認可を発給された。また、この時期寡占の大企業に成長していたバイエル会社も、1891年以降に順次工場を都市レヴァークーゼンに移していくが、敷地の手狭さとあわせて「住民からの苦情」(Köllmann, 1960, p.24)、「環境運動」(Hoth, 1975, p.187)があったことを忘れてはならない。この時期の都市公衆衛生運動の盛り上がりは、化学工場の外部移転を促進し、結果的に汚染の転嫁と拡散を生み出してしまった。その到達点が、第一次大戦期に「産業保護地域・ルール」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.47-49)に「その場では甘受すべき汚染水準」の原則の適用をみたことである。

もう一点簡単に触れておくと、ディッケ会社とダール会社は、営業監督官による無認可営業の摘発と事後的な認可申請の要求に対して、唯々諾々と従ってはいなかった。いずれも生産残滓(副産物)の再利用と製法(施設)の変更がないことを言い訳に居直りを見せた。この姿勢は、この時期「小さな変更」時の認可申請を不要と主張する、化学連盟の見解を代弁していたとも見なせる(田北, 2014, pp.100-101)。化学連盟の法律顧問であるL. フォッセン弁護士は、「大きな変更」を、次のように限定するように提案している。「認可義務ある大きな変更とは、発給済みの認可によってはカバーできない、そして前倒しして(認可発給時点で明示的か暗黙的かを問わず予見されて)いない、作業場や経

営の位置や性格の変更が行われ、それによって工場近隣の土地所有者と住民、ないし大衆が、既存の施設と結びついているのとは異なる新たな、あるいはこれまで以上に大きな危険、不利益、迷惑を受ける恐れがある場合、に限定される」(Vossen, 1909, p.393)。認可発給時点で予定されていた生産残渣(副産物)の再利用は、工場施設・装置に変更が加えられない限り、認可申請の必要はないことになるからだ。フォッセンは、同じ論文の中で「当局が通常その機嫌を損ねたくない大規模な巨大経営ほど、概して寛大な扱いを受けない中小規模の施設(からの苦情が多い)」(op. cit., p.389)と述べて大企業との格差を強調しているが、化学産業全体の経済的・政治的影響力がましてきてきたことは間違いあるまい。

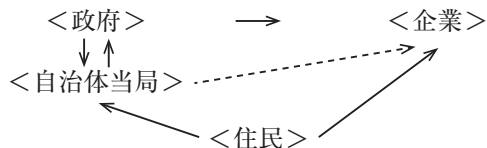
1907-09年イエガー闘争となると、第3段階の特徴が出そろってくる(田北, 2010a)。まず、認可審査の迅速化が一段と進んだ。計画公示時点で、異議申し立て後に開催される意見聴取会の日程が記載されていた。次に、科学技術主義の確立を、3つの審査過程から鮮明に読み取ることが可能である。一つに、計画公示時点で閲覧に供された経営説明書・図面と企業家が提出したベルリン工科大学教授のヴィット博士の鑑定書に対する意見表明を求められたことである。これは、第2回の意見聴取会後に再度行われた計画公示という異例の手続きでのことだが、ヴィット博士は「アニリン染料の分野で権威」、あるいは「(営業監督官)技術者仲間で高い声望(を得ている)」と言われるように、産業界・学界に名声を博した人物だっただけに、反対理由を明記して異議申し立てをすることは困難となった。事実、お抱えの化学者をもつ企業家2名とデュッセルドルフ市当局を除く、反対派住民とカイゼルスヴェルト市長が異議を取り下げている。二つに、国王政府は、ヴィット博士の鑑定結果に踏まえつつ営業監督官が提案した条件をつけて、認可を発給している。したがって、営業監督官は、ウェケッターの所説を確認するような役割を演じたのである。最後に、市民・市当局の抗告を受け付けた商務相も、いちだんと科学技術主義を推進している。ヴィット博士の鑑定書に加えて、植物学の権威であるアーヘン大学のヴィール教授の土壤汚染・植生被害に関する鑑定書を考慮し、王立営業技術委員会の意見を参考にして、基本的に国王政府の決定を追認した。唯一の変更点は、「技術的に実践可能な」という曖昧な表現を具体的な限界値に代置したことである。専門家の序列化を踏まえた科学技術主義は、ここに新たな次元に到達したのである。反対派市民・市当局が、繰り返し述べた住宅・公園・公共施設への迷惑拡大の危惧は、一顧だにされなかった。

(2) 仮説の修正

事前営業認可制度の導入直後の時期に当たる第2期(1845年～1870年代)は、既存の営業許可制度との間の大きな摩擦によって特徴づけられる。なかでも、それ以前に実質的審査を担当していた自治体当局は、1839年バルメン「街路条例」第29条に代表されるように、後のゾーニングを想起させるような独自の条例を制定して対処していただけに、大きな影響力をもっていた。1845-55年ヴェーゼンフェルト闘争では、営業条例が定める「火災、公衆衛生、建築」的審査にとどまらず、「都市共同体全体の利害」を考慮した鑑定書の作成・提出を通じて、認可審査への参加を要求していた。1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争にあって上級市長は、国王政府からソーダ残渣の地中投棄の惹起する環境汚染を解決するための暫定措置の提案さえ求められていた。さらに、1872-75年イエガー闘争にあって反

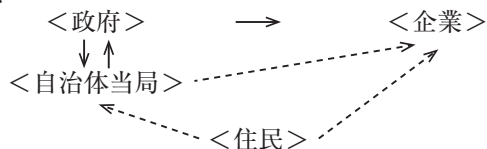
対派市民は、経営拡張に伴い近隣住民への危険・迷惑の拡大が予想される場合の企業家による自主的・強制的な工場移転という社会ルールが存在を指摘していた。1845-55年ヴェーゼンフェルト闘争にあって反対派市民は、市当局を含めた事前協議権を主張しており、「隣人権」の根強い存続さえうかがわせていたが、1870年代にも都市社会ルールとして機能していたことを忘れてはならない。従って、1864-68年公示免除手続きを強く後押ししたバルメン上級市長を例外として、自治体当局は、反対派住民と連携して経営拡張に反対したのである。それが、1872-75年イエガー闘争のように、主力工場の市外移転を勝ちえるのは例外だったとしても、「営業条例」のもつ「住民保護」の精神は十分活かされたのである。換言すれば、有力市民多数が結集した闘争は、大規模な証人尋問会の開催に象徴されるように、国王政府・商務省の慎重な取り組みを促し、住民・自治体当局の声に耳を傾かせる契機となったのである。図2の修正版の仮説にあって自治体当局を、中央・地方（国王）政府から切り離して独自の主体と位置づけている。

• 19世紀初頭



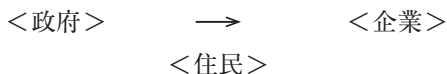
（「隣人権」を拠り所とした公法・私法にまたがる強い影響力）

• 1845年-1870年代



（営業認可制度の導入：自治体独自の許可制度（公衆衛生的観点）、
「隣人権」の名残として「異議申し立て権」）

• 1880年代-20世紀初頭



（寡占的大企業の形成、「甘受すべき基準」原則の確立、
科学技術主義の台頭、認可闘争の後退と認可制度の集権化）

（注）矢印は、影響の方向。実線・破線は影響の法制的基盤の堅固さを示す。
[典拠] 筆者が作成。

図2 19世紀プロイセンにおける環境闘争（政策）の主体配置とゲーム・ルール

第3期（1880年代～第一次大戦）には、1880年代の審査体制の根本的再編のもと、認可制度の集権化と判定基準として科学技術主義の確立とが進展した。しかし、当初考えていた以上に、第一次大戦期に至る道のは平坦ではなかった。ただ、確実なのは自治体当局の影響力の後退である。1880年代

半ばのヘルベルツ闘争を除いて、市当局は一貫して反対派に与していたが、その参加理由は、もはや独自の営業許可制度と結びついた都市条例や都市社会ルールではなく、都市社会・交通インフラを軸とした公益への悪影響に移っていた (Reulecke, 2004; 馬場, 2002, 2004)。その際、反対派住民・市当局の声を封殺する上で決定的意義をもったのが、科学技術主義の前進である。

それは認可申請時に提出される経営説明書・図面の重要視もさることながら、専門家の役割の拡大として現れてくる。1880年代半ばの2つの闘争では、これまでの郡役人、地元の実業学校化学教師、国王政府の合議団のメンバーでもある医療評議員に加えて、「裁判にあつて宣誓のうえ証言できる化学者」との肩書きをもつ民間の化学者も登場して、認可審査における科学技術主義の浸透ぶりをうかがわせている。同時に、国王政府から商務省に送られた書簡から読み取れるように、大学教師を含む様々な専門家の間での序列化も始まっており、民間の化学者は官制の学者より一段低い存在に位置づけられていた。それが明瞭な形をとってくるのが、1907-09年イエガー闘争であり、「アニリン染料に関する斯界の権威」であるベルリン工科大学のヴィット教授やアーヘン大学植物学教授ヴィールが頂点に位置していた。それと並んで1880年代から認可審査に専門家の資格で参加したのが、1878年以降各行政区に設置が義務づけられた営業監督官である。彼らは、1890年代のイエガー、ディッケ、ダールの各闘争から読み取れるように、認可条件の提案者の役割を担っており、あたかも認可発給を前提にした「企業家のための専門家」(Stolberg, 1994) と解釈できるように見えるが、それは正しくない。営業監督官の「年次報告書」から看取できるように、厳格に過ぎる条件設定が企業家の怠慢をあおる結果に終わることを熟知しており、技術的に実践可能な条件を提案したことは、「職務規則」によって活動を厳しく制約されていたなかで、労働者・住民保護の実を挙げるための妥協の産物にほかならなかったからである。1907-09年イエガー闘争にあつて、「技術者仲間の間で高い名声を博している」ヴィット教授の鑑定書に沿って認可条件を提案したのも、そうした意図のもとに行われたのである。

しかし、第3期の紆余曲折を象徴しているのが、産業都市・産業地域の確立の証とも捉えられる「その場では甘受すべき汚染水準」の原則である。1880年代の2つの闘争にあつて企業家は、その原則を前景に押し出して認可発給を要求しており、また反対派も迷惑の回避でなく軽減に終わるような条件設定に苦情をならしていたように、ヴッパータール社会に定着しつつあった。1907-09年イエガー闘争では、営業条例に定められた「大きな迷惑の回避」が問題にされており、1890年代には過渡的特質を検出できると考えていた。しかし、1890年代初頭のダール闘争にあつて企業家は、その原則を繰り返し引き合いに出して認可発給を要求したが、国王政府・商務省とも受け付けなかった。学校・病院・孤児院など公共施設多数を含む人口密集地域への立地は、公衆衛生的にみて許されないと判断したからである。住民・市当局の声(現地状況)は、商務相の言葉を借りれば「装置の優秀さ」にもかかわらず、重要視されたのである。その結果、企業は小都市ハーンに立地を替えて認可申請して許可をえており、結果的に汚染の外部への転嫁と拡散をもたらしてしまった。

ここに第一次大戦期に「産業保護地域・ルール」が確立し、地域全体に「その場では甘受すべき汚染水準」の原則が適用されるようになった。認可審査における集権化と科学技術主義の勝利は、紆余曲折を辿りつつ進展したが、1880年代後半以降に急進展した寡占的大企業の形成・発展がそれを後押

ししたことは、化学連盟の顧問弁護士フォッセンの表現を待つまでもなく、否定できない事実となっていた。

むすび

本論では、19世紀初頭から第一次大戦前のドイツ化学工業を舞台とした認可闘争の歩みを、関連主体（中央政府・自治体政府、企業家、市民）間の関係の変化に注目しつつ、主に法制的なゲーム・ルールの変化と絡めて追求してきた。その際、今日のグローバルな環境危機の直接の原因を第二次大戦後の「消費主義」の普及に求めるピスターの「1950年代症候群」、あるいは工業化を環境史の転換点から除外して考えるウェケッターの所説を念頭に置きながら、環境史において「長期の19世紀」の占める意義について再評価を試みた。認可闘争という小窓を通してではあれ、工業化・都市化の進展につれ重心移動を伴いつつ発生する環境媒体汚染と規制当局による取り組みの変化を様々な次元のゲーム・ルールと関連づけながら、凝集的に考察できると考えたからである。ただ、ドイツ環境史研究の二人の開拓者であるブリュッケマイヤーとミークの所説を叩き台にして以前提示した仮説は、初期工業化期、工業化の本格的始動期、高度工業化期に対応していたが、微修正を施さざるをえないことが明らかになった。その詳細は、上で論じたので反復は避け、この場では、ドイツ環境史の成果とすり合わせて検討結果を要約するにとどめる。

一つは、寡占的大企業の形成が進展する1880年代は、認可審査体制における一大分岐点をなしており、それを境に認可闘争が勝利する見込みは大きく低下した。ここに営業認可制度のもつ「住民保護」(Mieck, 1967)の性格は、「産業保護」(Brüggemeier, 1996)のための手段へと大きく傾斜した。もともと、1845年営業条例による認可制度導入以前の隣人権・都市条例といったゲーム・ルールと大きな摩擦を生じて、段階的移行は線形に進んだのではなく、特に大半のケースで市当局が反対派住民に肩入れした事情も手伝って、大きく紆余曲折を辿ったのである。それでも1880年代以降の認可闘争の沈静化は、ウェケッターの主張する「第二帝政期を環境史の分水嶺」説(Uekötter, 2007)を裏づけるとともに、バイエールの言う「大工業の序曲」(Bayerl, 1994)の一コマに位置づけられるのである。

次に、1880年代以降認可闘争の判定基準として科学技術主義の意義が高まり、それと反比例するかのようになり、第2期まで重要視されてきた現地状況・住民(自治体)の声は次第に後景に退いていった。ウェケッターは、第2帝政期ドイツで進行した「環境政策の科学化」をプロイセン政府による検査・調査機関の設置と関連づけて論じていたが、下記の3つの事実から看取できるように、社会の深部まで浸透してきていた。すなわち、認可闘争における科学技術主義の確立を強く印象づける「裁判において宣誓の上で証言できる化学者」の資格をもつ新たな専門家の登場、次いで、それを契機にした専門家間での序列化の進展、さらに、1880年代前半から専門家の資格で認可審査に参加するようになった営業監督官による「斯界の権威」の鑑定結果を踏まえた認可条件の提示。

最後に、営業条例による認可制度導入から半世紀を経て、当初意図された認可審査の集権化が達成され、同時に判定基準として科学技術主義が勝利を収めるなかで、闘争に参加する市民数は減少して、

1969-98年（西）ドイツ環境政策を特徴づけた政府・企業の2主体図式への逆行が進展した（Jänicke, 1999）。ここに政府が法的手段によって企業活動を規制するという我々になじみ深い構図が生まれてくる。また、1907年ベルリン工科大学の講師 T. ヴァイルの下記の証言に象徴されるように、環境問題は科学技術の進歩により解決できるとする考えが浸透して、認可闘争は次第に下火となっていった。「化学工業ほど、多様な健康被害に見舞われる業種はないが、万能の勝利者である（科学）技術の成果の前に驚きをもって立ちすくむ」（Andersen, 1990, p.167）。排出口規制に代わり「エコ近代化」を主要手段とした市民参加型の環境政策への歩みが始まるまでには、イエーニッケの言うように、1970年代の「エコ時代」の幕開きを待たねばならない。その意味から、認可審査の集権化と科学技術主義の勝利をもたらした「長期の19世紀」は、第二次大戦後の「消費主義」のグローバルな展開に劣らず、環境史上の一大転換点をなしているのである。

最後に、冒頭で紹介したグローバル環境史に一言しておこう。この関連で最近上梓された論文集の目次をみるにつけ、扱われたテーマの多彩さと時空的射程の長さに、ただ圧倒されるばかりである。W.H. マクニールらの共編になる2012年の『世界環境史』に取り上げられた主要なテーマを挙げれば、既述のアントロポセン、生物学的変化、環境収容力、コロンブス時代の交換、森林伐採、砂漠化、病気、地震、生態学的帝国主義、土壌流出、エネルギー、環境運動、緑の革命、石油漏出、水管理などにわたっており、一部に環境史のテーマとしてなじみ深いものも含まれてはいるが、その広がりを目を奪われてしまう。この著書の緒言を担当した S. クレッチ、J.S. マクニール、C. マーチャントが、世界環境史への多様なアプローチを論ずる際に、科学史（生態学、植物学、動物学、細菌学、医学、地質学、物理学）、性差、人類学、自然史を挙げて分野横断的な環境史の可能性を指摘したことも、テーマの無限の広がりを考慮するとき十分首肯できる（Krech/McNeill/Merchant, 2012）。ただ、筆者には、そのような分野横断的接近を試みるだけの能力はないし、そもそも筆者の課題である「環境次元を組み込んだ工業化像の再構成」に取り組むために、そうした接近が不可欠であるとは思えない。

筆者は、19-20世紀ドイツ環境史と並んで、現代の日欧エネルギー・環境政策の比較をサブテーマに据え、環境先進国から学ぶべき教訓について考察している（田北, 2004, 2012c, 2013a）。地球温暖化を始め環境危機が深刻化するなかで、地球市民として国際責任を果たすべきであると考えからである。2011年3月11日福島原発事故後には、エネルギー転換（脱原子力と再生可能エネルギー拡充）、エネルギー消費の削減、気候保全への貢献を「三位一体的」に推進するドイツ型政策への追随を、これまで以上に声高に主張してきた。しかし、政策の手直しだけで我々の直面する環境危機を克服できるはずはない。シュテファンらが2007年論文において適切に指摘したように、今日の環境危機の根底にある「消費主義」にメスを入れない限り、解決の道はないからだ（Steffen et al., 2007）。その点で、認可審査において集権化が達成され、科学主義が勝利を取める前の主体配置と法制的ゲーム・ルールは一つの参照系となろう。生活権全体を包含する隣人権と自治体条例（都市社会ルール）とに立脚しつつ「住民保護」をある程度達成できた第2段階は、経済学と「生活の質」を中心とした豊かさを再検討する上で一つの歴史的教訓となるからである。

本論は、双子都市ヴッパータールと都市デュッセルドルフに立地する化学工業を対象にした地域研

究であり、筆者のサブテーマも国・地域（EU）間での比較研究の域を一步も出ていない。したがって、「グローバルな環境史とはいっても、いきなりグローバルを知ることはできない」（McNeill/Roe, 2013, p.xv）という消極的意味から、その存在理由を主張できるにすぎないと言えるやもしれないが、決してそうではない。人類はグローバルな生態系の一部をなしていることを認識し、今日のグローバルな環境危機を十分に理解し、そしてその打開策を国際比較・地域史研究から追究する限り、何も分析単位をグローバルに設定する必要はないのである。現代と歴史の双方向から環境問題を考える限り、今日の要請に応えることは十分可能なのだから。

参考文献・論文一覧

- Andersen, A., 1990, “Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten”. Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (eds.), *Das Blaue Wunder*. Köln, pp.162-192.
- Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte- Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (Hamburg) (ed.), *Europa im Zeitalter des Industrialismus. Zur “Geschichte von unten” im europäischen Vergleich*. Hamburg, pp.75-86.
- Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850-1933*. Stuttgart.
- Andersen, A., 1997, Mentalitätenwechsel und ökologische Konsequenzen des Konsumismus. in: Siegrist, H./Kaelble, H./Kocka, J. (eds.), *Europäische Konsumgeschichte*. Frankfurt am Main/New York, pp.763-791.
- Andersen, A., 2000, Von der Metallhütte Nordhausen zum 50er-Jahre-Syndrom. in: Hauptmeyer, C.H. (ed.), *Mensch-Natur-Technik*. Bielefeld, pp.137-152.
- Andersen, A./Spelsberg, G. (eds.), 1990, *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben*. Köln.
- Arnold, T., 1987, “Wir sind mit Wupperwasser getauft”. *Ein Beitrag zur Umweltgeschichte Wuppertals*. Wuppertal, 1987.
- Arnold, T., 1990, “Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...”. Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (eds.), *Das Blaue Wunder*. Köln, pp.145-161.
- Bayerl, G., 1994, Prolegomenon der “Grossen Industrie”. in: Abelshäuser, W. (ed.), *Umweltgeschichte*, Göttingen, pp.29-57.
- Berg, M./Hudson, P., 1992, Rehabilitating the Industrial Revolution. in: *The Economic History Review*, 45-1, pp.24-50.
- Brüggemeier, F.J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert*. Essen.

- Brüggemeier, F.J., 2000, Internationale Umweltgeschichte. in: Loth, W./Osterhammel, J. (eds.), *Internationale Geschichte. Themen-Ergebnisse-Aussichten*. München, pp.371-386.
- Brüggemeier, F.J., 2003, Umweltgeschichte-Erfahrungen, Ergebnisse und Erwartungen. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.1-18.
- Brüggemeier, F.J./Rommelspacher, Th., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840-1990*. Essen.
- Brüggemeier, F.J./Toyka-Seid, M. (eds.), 1995, *Industrie-Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert*. Frankfurt aM./New York.
- Carl, R. W., 1926, *Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823-1923*. Düsseldorf.
- Christian, D., 2012, Anthropocene. in: McNeill, W.H. et. al. (eds.), *World Environmental History*. Great-Barrington, pp.8-9.
- Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie*. (CI と略す)
- Ditt, K./Gudermann, R./Rüsse, N., 2001, Einleitung: Forschungsstand und Fragestellung. in: Ditt, K./Gudermann, R./Rüsse, N. (eds.), *Agrarmodernisierung und ökologische Folgen*. Paderborn/ München/ Wien/Zürich. pp.1-14.
- Fischer, W. (ed.), 1985, *Handbuch der Europäischen Wirtschafts- und Sozialgeschichte von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg*. Stuttgart.
- Freytag, N., 2006, Deutsche Umweltgeschichte - Umweltgeschichte in Deutschland. Erträge und Perspektiven. in: *Historische Zeitschrift*, 283-2, pp.383-407.
- Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten*. (GS と略す)
- Goudsblom, J., 2012, Antroposphere. in: McNeill, W.H. et. al. (eds.), *World Environmental History*. Great-Barrington, pp10-14.
- Gudermann, R., 2000, *Morastwelt und Paradies. Ökonomie und Ökologie in der Landwirtschaft am Beispiel der Meriorationen in Westfalen und Brandenburg (1830-1880)*. Paderborn/München/Wien/Zürich.
- Gudermann, R., 2007, Wasser und Boden als Ressource. Die landwirtschaftlichen Meliorationen des 19. Jahrhunderts im Schnittpunkt von Wirtschafts-, Sozial-, Technik- und Umweltgeschichte - Westfalen und Brandenburg im Vergleich. in: *Westfälische Forschungen*, 57, pp.103-132.
- Hahn, H.W., 1998, *Die industrielle Revolution in Deutschland*. München.
- Hellige, H.D., 2013, Transformationen und Transformationsblockaden im deutschen Energiesystem. Eine strukturgenetische Betrachtung der aktuellen Energiewende. in: Radtke, J./Hennig, B. (eds.), *Die deutsche "Energiewende" nach Fukushima*. Marburg, pp.37-75.
- Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der Rheinprovinz (ca.1800-1914)*. Stuttgart.

- Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt - dargestellt am Beispiel Wuppertal*. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816-1991*. Essen, pp.268-284.
- Jänicke, M., 1999, Umweltpolitik in Deutschland. in: Jänicke, M./Kunig, P./Stitzel, M. (eds.), *Umweltpolitik*. Bonn, pp.30-48.
- Kocka, J., 2004, *Das lange 19. Jahrhundert*. Stuttgart.
- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- Krech, S./McNeill, J.R./Merchant, C., 2012, Introduction- World Environmental History. in: McNeill, W.H. et al. (eds.), *World Environmental History*. Great-Barrington, pp.1-7.
- Kupper, P., 2003, Die “1970er Diagnose”. Grundsätzliche Überlegungen zu einem Wendepunkt der Umweltgeschichte. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.325-348.
- Kupper, P., 2005, Gestalten statt Bewahren: Die umweltpolitische Wende der siebziger Jahre am Beispiel des Atomenergiediskurses im Schweizer Naturschutz. in: Brüggemeier, F.J./Engels, J.I. (eds.), *Natur- und Umweltschutz nach 1945*. Frankfurt aM/New York, pp.145-161.
- McNeill, J.R., 2000, *Something New Under The Sun. An Environmental History of the Twentieth-Century World*. London/New York. (海津正倫・溝口常俊監訳, 『20世紀環境史』名古屋大学出版会, 2011年)。
- McNeill, J.R./Mauldin, E.S. (eds.), 2012, *A Companion to Global Environmental History*. Malden/ Oxford.
- McNeill, J.R./Mauldin, E.S., 2012a, Global Environmental History - An Introduction. in: McNeill, J.R./Mauldin, E.S. (eds.), *A Companion to Global Environmental History*. Malden/Oxford. pp.xvi-xxiv.
- McNeill, J.R./Roe, A. (eds.), 2013, *Global Environmental History*. London/New York.
- McNeill, J.R./Roe, A., 2013a, Editors’ Introduction. in: McNeill, J.R./Roe, A. (eds.), 2013, *Global Environmental History*. London/New York, pp.xiii-xxvi.
- McNeill, W.H. et. al. (eds.), 2012, *World Environmental History*. Great-Barrington.
- Mende, S., 2012, Von der “Anti-Parteien-Partei” zur “ökologischen Reformpartei”. Die Grünen und der Wandel des Politischen. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 52, pp.273-316.
- Mieck, I., 1967, “Aerem corrumpere non licet”. Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36-78.
- Mieck, I., 1989, Industrialisierung und Umweltschutz, in: Calliess, J./Rüsen, J./Striegnitz, M. (eds.), *Mensch und Umwelt in der Geschichte*, Pfaffenweiler, pp.205-228.
- Pfister, C. (ed.), 1996, *Das 1950er Syndrom*. Bern/Wien.
- Pfister, C., 2003, Energiepreis und Umweltbelastung. Zum Stand der Diskussion über das “1950er Syndrom”. in: Siemann, W. (ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven*. München, pp.61-86.
- Pfister, C., 2010, The “1950s Syndrome” and the Transition from a Slow-Going to a Rapid Loss of Global Sustainability. in: Uekötter, F. (ed.), *The Turning Points of Environmental History*. Pittsburgh, pp.90-118.

- Radkau, J., 1997/99, Technik- und Umweltgeschichte. Teil I, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 48, pp.479-497. Teil II, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 50, pp.250-258. Teil III, pp.356-384.
- Radkau, J., 2003, Nachdenken über Umweltgeschichte. in: Siemann, W./Freitag, N. (eds.), *Umweltgeschichte*. München, pp.165-186.
- Reulecke, J., 2004, 「都市化から都市社会化へ」今井勝人・馬場哲編著『都市化の比較史：日本とドイツ』日本評論社, pp.3-26。
- Schramm, E., 1984, Soda-Industrie und Umwelt im 19. Jahrhundert. in: *Technikgeschichte*, 51, pp.190-216.
- Siemann, W., 1995, *Vom Staatenbund zum Nationalstaat. Deutschland 1806-1871*, München.
- Siemann, W./Freitag, N., 2003, Umweltgeschichte - eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann, W. (ed.), *Umweltgeschichte*. München, pp.7-20.
- Steffen, W./Crutzen, P.J./McNeill, J.R., 2007, The Anthropocene: Are Humans Now Overwhelming the Great Forces of Nature? in: *Ambio*, 36-8, pp.614-621.
- Stolberg, M., 1994, *Ein Recht auf saubere Luft?* Erlangen.
- Toyka-Seid, M., 2003, Mensch und Umwelt in der Geschichte. Neues aus dem produktiven Selbstfindungsprozess der Umweltgeschichte. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.423-447.
- Uekötter, F., 2003, *Von der Rauchplage zur ökologischen Revolution. Eine Geschichte der Luftverschmutzung in Deutschland und den USA 1880-1970*. Essen.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. München.
- Uekötter, F. (ed.), 2010, *The Turning Points of Environmental History*. Pittsburgh.
- Uekötter, F., 2010a, Thinking Big. The Broad Outlines of a Burgeoning Field. in: Uekötter, F. (ed.), *The Turning Points of Environmental History*. Pittsburgh, pp.1-12.
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *Die Chemische Industrie*, 32, pp.323-327, 359-362, 388-393.
- Watson, F./Engels, J.I., 2006, Einleitung. in: Bosbach, F./Engels, J.I./Watson, F. (eds.), *Umwelt und Geschichte in Deutschland und Grossbritannien*, München, pp.23-35.
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 工藤 章, 1999, 『現代ドイツ化学企業史：IG フェルペンの成立・展開・解体』 ミネルヴァ書房。
- 杉原 薫, 2002, 「第2編（グローバル・ヒストリーと国家システム）の狙い」, 社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立70周年記念）』有斐閣, p.62。
- 田北廣道, 1993, 「前工業化社会から工業化社会へ」武野要子編著『商業史概論』有斐閣, pp.54-71。
- 田北廣道, 1994, 「世界システム論の史的可能性：先資本主義システム研究の進展を受けて」細江守紀・濱砂敬郎『現代経済の革新と展望』九州大学出版会, pp.239-264。
- 田北廣道, 1996, 「プロト工業化から手工業地域へ：第8回国際経済史会議以降の欧米学界」『経済学研究』62-1/6, pp.149-169。
- 田北廣道, 1997, 「西欧工業化期の経済と制度：第二世代の『プロト工業化』研究の成果に寄せて」伊

- 東弘文編『現代経済システムの展望』九州大学出版会, pp.265-287。
- 田北廣道, 2000, 「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」『経済学研究 (九州大学経済学会)』67-3, pp.61-85。
- 田北廣道, 2003, 「18-19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐる」『社会経済史学』68-6, pp.41-54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』69-3/4, pp.235-269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19-20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦」『経済学研究』70-4/5, pp.311-339。
- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史：『エコ革命』?」『九州歴史科学』32, pp.68-70。
- 田北廣道, 2004c, 「国際化時代の日欧エネルギー政策：再生可能エネルギー開発の行方」九州大学政策評価研究会編著『政策分析2004 (国際化・分権化時代の日本経済の存立基盤)』九州大学出版会, pp.153-191。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』72-5/6, pp.19-63。
- 田北廣道, 2006, 「2020年の環境ビジョン」『日経エコロジー』80, pp.42-43。
- 田北廣道, 2006a, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』72-5/6, pp.19-63。
- 田北廣道, 2007, 「日欧エネルギー・環境政策の行方：『京都議定書』中間総括以降の動き」『経済学研究』73-5/6, pp.15-45。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875-77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』74-5, pp.47-91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864-1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』75-4, pp.27-73。
- 田北廣道, 2009a, 「2000年以降の英国におけるエネルギー・環境政策：温暖化対策のモデルケース」『経済学研究』76-1, pp.75-97。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』201, pp.1-14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872-75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』77-1, pp.71-119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」(1)『経済学研究』77-5・6, pp.73-107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』78-1, pp.41-79。

- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争: 1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』78-2/3, pp.63-91。
- 田北廣道, 2011c, 「独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争: 1880年代半ばの2つ事例研究」『経済学研究』78-4, pp.41-80。
- 田北廣道, 2012, 「1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争: 『住民保護』の頂点」『経済学研究』78-5/6, pp.17-58。
- 田北廣道, 2012a, 「社会経済史学と環境史: 対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望 (社会経済史学会創立80周年記念)』有斐閣169-182。
- 田北廣道, 2012b, 「19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染: 1869/73年ヴェーゼ化学会社の例」『経済学研究』79-1, pp.39-65。
- 田北廣道, 2012c, 「日欧エネルギー・環境政策の行方: 経済学の転換点」『経済学研究』78-4, pp.43-69。
- 田北廣道, 2013, 「19世紀~20世紀初頭ドイツにおける認可闘争とゲーム・ルール: 営業認可制度を中心」『経済学研究』79-5/6, pp.79-117。
- 田北廣道, 2013a, 「日欧エネルギー・環境政策の行方: 環境史との対話」『国際比較研究 (愛媛大学)』第9号, pp.47-74。
- 田北廣道, 2013b, 「第一次大戦前のドイツ化学工業と認可闘争: 主体配置の変化と科学技術主義の勝利」『経済学研究』80-1, pp.59-110。
- 田北廣道, 2014, 「1890年代ドイツ化学工業と認可闘争: 営業監督官の役割をめぐって」『経済学研究』80-5/6, pp.79-111。
- 田北廣道, 2014a 「1889-1899年ダール染料会社をめぐる認可闘争の特質: 史料論的概観」『経済学研究』81-2/3, pp.11-41。
- 張ミヨウ, 2012, 「米国環境史と経営史・経済史: 石油産業への接近方法を求めて」『経済論究 (九州大学大学院)』143, pp.51-75。
- 長谷川貴彦, 2012, 『産業革命』山川出版社。
- 馬場 哲, 2002, 「ヨーロッパ近代都市史: ドイツを中心として」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望 (社会経済史学会創立70周年記念)』有斐閣, pp.480-490。
- 馬場 哲, 2004, 「第2帝政期ドイツの上級市長: F. アディケスの都市政策と政策思想」今井勝人・馬場哲編著『都市化の比較史: 日本とドイツ』日本評論社, pp.121-154。
- ポメラント, K. (杉原薫・西村雄志訳), 2003, 「比較経済史の再検討: 『東アジア型発展経路』の概念的・歴史的・政策的含意」『社会経済史学』68-6, pp.13-28。
- 水島 司, 2010, 『グローバル・ヒストリー入門』山川出版社。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]